

2018 年 9 月 26 日

米国のイラン制裁と JCPOA(核合意)

公益財団法人 国際通貨研究所
専務理事 倉内宗夫

トランプ大統領はイラン問題に対して去る 8 月 7 日の Twitter でつぶやいた。

The Iran sanctions have officially been cast. These are the most biting sanctions ever imposed, and in November they ratchet up to yet another level. Anyone doing business with Iran will NOT be doing business with the United States. I am asking for WORLD PEACE, nothing less!

米国のイラン政策は突き詰めれば“米国を取るか、イランを取るか”ということを経済界に問いかけている。もっともトランプ大統領一人がこうした激しい口調でイランを攻撃しているわけではない。米議会両院の多数派の共和党は反イランの姿勢を一貫して崩していない。

本年 5 月 8 日、トランプ大統領は 2015 年 7 月に 7 カ国で合意に達したイラン核合意（包括的共同計画、以下 JCPOA）からの離脱（JCPOA は議会承認を経て米が批准した条約ではない。）と併せ、過去のイラン経済制裁を復活することを表明した。トランプが JCPOA を歴史上最悪の合意とまで酷評する理由は、①JCPOA はイランの核開発を一時的にサスペンドしただけで、根本的問題解決に至っていない、②イランはテロ組織（ヒズボラ ハマス、タリバン他）支援している、③イランのミサイル能力は手付かずのままである等で、イランこそ中東の不安定要因の元凶という点である。

米国が JCPOA から撤退するのはトランプにしてみれば大統領選挙での公約を着実に実行したということであるが、実は歴代大統領のなかで一番厳しいイラン制裁を課したのは第 1 期のおバマ政権であった。おバマ大統領は、2016 年 6 月に国連が核開発計画に強硬姿勢を示すイランのアマディネジャド大統領に圧力をかけるべく可決した国連安保理決議 1929 を受けて、同年 10 月にそれまで米国が課してきたイラン制裁法を強化したイラン包括制裁法（以下 CISADA）を、更に 2012 年には原油輸入を制裁対象にすると同時に金融制裁を徹底させることを目的に国防授權法 2012（以下 NDAA）を制定した。これらの法律により、米国企業、非米国企業を問わず、イランとの取引を事実上不可能にした。

その後おバマ大統領はイランとの関係修復に動くことになる。“イランは国際社会に

復帰が必要だ”と訴える穏健派ローハニがイランの大統領に選ばれたことが転換点となった。ローハニ当選の背景には各国による一連の対イラン制裁効果が効き始めてきたことがある。そしてローハニ統領が誕生してから 2 年後の 2015 年に、7 カ国による JCPOA が締結された。そこで合意されたのは、イランが核の平和的利用に向けた措置を実行すれば、各国が課してきたイランへの制裁を緩和するという内容であった。その合意を受け、各国は 2016 年 1 月に制裁を大幅緩和した。しかし緩和した後も残存する米国のイラン制裁は、引き続き米国以外の国によるイランとのビジネスに大きな制約となっていた。

米国のイラン制裁緩和はどのような内容であったか？

各国は合意に基づき制裁を緩和したが、米国が緩和したのは二次制裁に限定されていた。つまり米国域外の非米国人による米ドル建て以外のイラン取引が可能になったが、米国政府が個別に指定する企業及び人物（SDN）との取引は引き続き二次制裁の対象となる。かつ一次制裁の対象となる米国人によるイラン向け取引は従来同様禁止のままであった。つまり米国人、米国の金融システム、米国領土内での取引、米国の要素（米国原産品）が含まれるものについては取引の禁止が続くというものだった。

米国の制裁緩和のもうひとつの特徴は、米国は制裁を規定する米国内法を廃止することとはせず、制裁の執行を一時的に差し止めることで対応したことだ。制裁執行の継続是非の検証を一定期間（90 日、120 日）毎に行うことを義務付けており、執行停止措置を更新しないと制裁の規程が即日法的効力を持ち始める。要するに JCPOA 7 ヶ国で合意した範囲内での制裁を執行猶予の状態にしたにすぎなかった。

そもそもなぜ米国はイランをここまで忌み嫌うのか。米国の傀儡政権とまで言われたシャアを国外追放した 1979 年のイラン革命と、その直後に発生したテヘランの米国大使館人質事件により、米国民の対イラン感情は最悪の状態になった。以来米国は一貫してイランの核開発の危険性と周辺国へのテロ支援を徹底的に糾弾してきた。圧力をかける手段としては 1990 年代後半から様々なイラン制裁措置を講じた。イラン制裁は、核開発に必要な資金源を断ち切るために必要かつ有効な手段と考えられていた。ちなみにイランの核開発は米国と蜜月時代の 1960 年代に着手し、イラン革命後も水面下で進められてきたが、2002 年にイランの反体制派が自国の核開発を暴露して大きな国際問題に発展した。

米国のイランに対する制裁を時系列に示すと次の通り。

- 1977 年 IEEPA（国際緊急経済権限法） 但し当該法はイランを特定しない。
- 1979 年 大統領令 12170（イラン資産凍結：米国大使館人質事件を受けて）
- 1996 年 リビア・イラン制裁法
- 2006 年 イラン制裁法 1996 改定
- 2010 年 イラン包括制裁法（CISADA） 国連安保理決議 1929 を受けたもの
- 2012 年 国防授權法 2012（NDAA2012）
- 2012 年 イラン脅威削減及びシリア人権法（ITRA）

<2015 年 イラン核合意 (JCPOA) 成立>

2016 年 イラン改定制裁法 2006 年の制裁法を 2026 年まで 10 年延長

11 月 5 日以降の展開は如何なる方向に動くのか？

トランプ大統領は JCPOA 脱退後の制裁復活に 180 日間の猶予を与え、その期日が来月の 11 月 4 日に到来する。トランプが言う最大級の経済制裁の目玉は、イランにとり最大の外貨収入源であるイラン原油の輸入禁止措置である。昨年度のイラン原油輸入の各国シェアを見ると中国 24%、インド 18%、韓国 14%、日本 5%となっている。各国とも米国と水面下で輸入禁止回避の特例措置を交渉しているようだ。日本政府も米国の対イラン制裁に関する日米協議をこれまで複数回開催してきているが、着地点はまだ見えない。我が国の原油輸入はサウジ、UAE に大きく依存しており、供給多様化というエネルギー安全保障の観点からも、イランとの関係は維持しておくべきではないか。それは自由貿易を標榜する安倍外交の原則に合致したものである。これまで制裁違反には毅然たる態度をとると繰り返し発言してきているトランプは、先週の国連総会演説で、“イランからの原油輸入を大幅に削減するよう各国に働きかけている”と圧力をかけている。日本を含む主要輸入国は 11 月 4 日まで緊張感ある水面下の交渉が繰り返されることを暗示している。

米国が抜けた JCPOA はどのように展開するのであろうか？

トランプ大統領は恒久的なイランの非核化を目指すというが、果たしてイラン側が再交渉の場に乗ってくるかは定かでない。今のところイラン側は、2015 年のイラン核合意について再交渉する必要はないとの見解を示しているし、EU3 カ国、ロシア、中国は核合意を遵守してゆくと先週共同声明を発表している。

いずれにせよイラン制裁再開は、イランを更に難しい状況に追い込むことになる。その一方で、我が国をはじめ主要各国は、制裁を遵守しつつもイランとの関係を如何に維持してゆくのかという課題への対応を迫られている。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>